

定 款

一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会

平成27年4月21日作成
平成27年4月30日認証
平成27年4月30日成立
平成28年5月26日改訂
平成29年5月25日調製
令和 3年5月20日改訂

一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会と称する。

(目的、会員および社員)

第2条 当法人は、会員相互の連携と協力により、体育学および関係分野を専門とする大学、短期大学、学部・学科・コース等（以下、体育スポーツ系大学等という。）の教育、研究ならびに経営等に関する調査および研究を行い、もって、わが国の体育、スポーツ等の充実・発展に寄与することを目的とする。

(2) 本条の会員は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、法人法という。）上の社員とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 体育スポーツ系大学等の教育、学問に関する調査・研究
- ② 体育スポーツ系大学等の管理および運営に関する調査・研究
- ③ 体育スポーツ系大学等の卒業生の職域および就職に関する調査・研究
- ④ 体育スポーツ系大学等間の連携・提携・協力
- ⑤ 体育・スポーツ等に関する諸機関および諸団体等との連携・提携・協力
- ⑥ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(公告をする方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は機関として、総会、理事、理事会および監事を置く。

第2章 会員および賛助会員

(会員、賛助会員の資格および入会手続き)

第7条 当法人は、学校法人および国立大学法人等で構成し、次の各号に掲げる者をもって会員、すなわち法人法上の社員とする。

- ① 体育スポーツ系大学等を設置する学校法人および国立大学法人等

- ② 当法人の理事会の決議をもって推薦された前号以外の法人
- (2) 当法人は前項の会員のほか、理事会の決議により、第2条第1項の目的および第3条の事業に賛同する法人法上の社員でない会員（以下、賛助会員という。）を、法人、個人の別を問わず置くことができる。なお、その資格、要件その他、入会に必要な事項についても、理事会の決議により定めるものとする。
- (3) 当法人の成立後、会員または賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の決議による承認を受けなければならない。

（会員の議決権）

第8条 第7条第1項に定める会員は、一会員につき1個の議決権を有する。

- (2) 前項の定めにかかわらず、総会の決議により、当法人を構成する法人たる会員に対し、2個の議決権を付与することができる。この場合、当該法人は、2名の法人代表者を総会に出席させることができる。

（会費）

第9条 会員は、総会の決議をもって定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費をもって、法人法第27条により社員が支払義務を負う経費とする。

- (2) 賛助会員の会費については、その額、支払時期その他必要な事項につき、理事会の決議をもって定める。

（会員および賛助会員の名簿）

第10条 当法人は、会員の主たる事務所および名称を記載・記録した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- (2) 当法人は、賛助会員の主たる事務所および名称または住所および氏名を記載・記録した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- (3) 当法人の会員および賛助会員に対する通知または催告は、会員および賛助会員の名簿に記載・記録された主たる事務所または住所あるいは会員および賛助会員が当法人に届け出た居所にあて行うものとする。
- (4) 本条第1項の会員名簿をもって、法人法第31条の社員名簿とする。

（退会）

第11条 会員および賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- ① 会員および賛助会員たる資格の喪失
 - ② 会員および賛助会員本人による退会の申し出
 - ③ 死亡
 - ④ 解散
 - ⑤ 除名
- (2) 前項第5号の会員および賛助会員の除名は、正当な事由がある場合に限り行うことができる。なお、この場合の手続は、法人法第30条および総会の決議に定めるところに従い行う。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、当法人の最高意思決定機関であり、本定款第2条第2項の会員の全員をもって組織する。

(2) 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の招集)

第13条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて、随時これを招集する。

(2) 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長がこれを行う。会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が総会を招集する。

(3) 総会を招集するには、会日より1週間前までに、全会員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 総会は、会員全員の書面または電磁的記録による同意があるときは、招集手続を経ずして開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が会長に代わる。

(総会の決議)

第16条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(事業計画および予算)

第17条 当法人の事業計画および収支予算の決定は、毎事業年度における定時総会の決議をもって行う。

(事業報告および収支決算)

第18条 当法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに監事の監査を経て、定時総会の決議による承認を受けなければならない。

(決議の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事または会員から提案があった場合において、その提案につき、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、当法人の会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権限を証する書面を議長に提出しなければならない。

(総会議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席理事のうち1名および出席監事のうち1名が署名または記名押印し、10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(2) 前項の理事および監事については、議長が指名する。

第4章 理事、監事および代表理事等

(理事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は、14名以内とする。

(理事および監事の選任)

第23条 当法人の理事および監事は、総会の決議により、当法人の会員の構成員中から選任する。

(2) 前項の規定にかかわらず、総会の決議をもって、会員の構成員以外の者から理事および監事を選任することを妨げない。

(監事の員数)

第24条 当法人の監事の員数は、2名とする。

(代表理事、会長および副会長)

第25条 当法人には、代表理事をもって充てる会長1名を置き、理事をもって充てる副会長2名を置く。

(2) 会長および副会長は、理事会の決議をもって選定する。

(3) 会長は当法人を代表し、法令および本定款で定めるところによりその職務を執行し、当法人を統轄する。

(4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、その職務を代行する。

(理事の権限および職務)

第26条 理事は、理事会を組織し、その議決権を行使する。

(2) 理事会は、その決議をもって、特定の理事に特定の職務を付与することができる。

(監事の権限および職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事および事務局に対して事業に関する報告を求め、当該法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第28条 理事および監事には、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（これを、報酬等という。）を、原則として支払わないものとする。ただし、

その職務の内容に応じ、報酬等を支払うことを妨げない。

- (2) 理事および監事には、その職務を行うために要する実費相当額の費用を支払うことができる。
- (3) 前各項について必要な事項は、理事会の決議をもって定める報酬等規定によるものとする。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引を行おうとする場合には、予め、その取引について重要な事実を開示して、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- ① 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにする当法人との取引
 - ③ 当法人が理事の債務を保証すること、その他、当該理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引に関する重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事または監事の責任の免除)

第30条 当法人は、理事または監事の法人法第111条第1項の賠償責任につき、総会員の同意をもってその責任を免除することができる。

- (2) 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(理事および監事の任期)

第31条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- (3) 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第5章 理事会

(理事会)

第32条 理事会は、毎事業年度中の5月、9月および翌年2月に定例理事会を開催し、必要に応じて随時、臨時理事会を開催する。

(招集)

第33条 会長は、理事会の会日の1週間前までに、各理事および各監事に対して招集の通知を發するものとする。ただし、緊急の必要が場合にはこれを短縮することができる。

- (2) 会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が理事会を招集するものとする。

(招集手続の省略)

第34条 理事会の招集につき、理事および監事の全員の同意があるときは、その招集手続を省略してこれを開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長には、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が会長に代わる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(2) 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第38条 会長および副会長は、毎事業年度ごと、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事または監事が、理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を、書面または電磁的記録により通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、会長および出席した監事が署名また記名・押印し、10年間、これを当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 顧問、委員会および事務局

(顧問)

第41条 当法人は、顧問を置くことができる。

(2) 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議によりこれを定める。

(委員会等)

第42条 当法人は、第2条第1項に掲げる目的を達成するため、必要に応じ、理事会の決議により委員会等を置くことができる。

(2) 前項の委員会等委員は、会員または会員が推薦する体育スポーツ系大学等の教職員あるいは学識経験者の中から、理事会の決議にもとづき選任し、会長が委嘱する。

(全国体育スポーツ系大学就職担当者連絡協議会)

- 第43条 当法人は、理事会の決議にもとづき、本定款第3条第3号の事業を推進するため、「全国体育スポーツ系大学就職担当者連絡協議会」(以下、就職連絡協議会という。)を置くことができる。
- (2) 前項の就職連絡協議会の規則および運営については、前条による理事会の決議をもって定める同会会則による。

(事務局)

- 第44条 当法人は、当法人の事務処理のため、理事会の決議にもとづき事務局を置く。
- (2) 事務局の所在場所、事務局の長、事務局の職員その他、事務局の組織および運営等に関し必要な事項は、理事会の決議をもって定める。
- (3) 事務局の長および同職員には、その職務を行うに要する実費相当額の費用を支払うことができる。
- (4) 事務局は、理事会の決議により、事務局機能を外部へ委託することができる。

第7章 計算

(事業年度)

- 第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時総会への提出他)

- 第46条 代表理事は、毎事業年度ごと、法人法第124条第1項の監事の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の決議による承認を受けた計算書類(貸借対照表および損益計算書)、事業報告書ならびにこれらの附属明細書を定時総会に提出しなければならない。
- (2) 前項の計算書類については、定時総会の決議による承認を受け、事業報告書については、理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(経費の支弁および会費等)

- 第47条 当法人の経費は、主として、当法人の会員の会費をもってこれに充てる。
- (2) 前項の会費の額の決定については、毎事業年度の定時総会の決議をもって行う。
- (3) 当法人は、寄付金または賛助金を受け入れることができる。

(計算書類等の備置き)

- 第48条 当法人は、各事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書およびこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

- 第49条 当法人は、剰余金の配当を行わないものとする。

(残余財産の帰属)

- 第50条 当法人が、解散した場合に残余財産があるときは、国庫に帰属する。

(定款に定めのない事項)

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。